

当社が加盟する個人信用情報機関について

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

キャッシングサービスのご利用関連

平成 22 年 3 月 11 日に、貸金業法第 41 条の 13 に基づき、当社が加盟する以下の個人信用情報機関が、内閣総理大臣より指定信用情報機関として認可を受けました。

つきましては、貸金業法第 41 条の 37 に基づき、機関の名称を公表いたします。

指定認可に関する詳細につきましては、指定信用情報機関のホームページをご覧ください。

【当社が加盟する個人信用情報機関】

(株)シー・アイ・シー(CIC) <https://www.cic.co.jp/>

ショッピングクレジットのご利用関連

平成 22 年 7 月 20 日に、割賦販売法第 35 条の 3 の 36 に基づき、当社が加盟する以下の個人信用情報機関が、経済産業大臣より指定信用情報機関として認可を受けました。

つきましては、割賦販売法第 35 条の 3 の 58 に基づき、機関の名称を公表いたします。

詳細につきましては、指定信用情報機関のホームページをご覧ください。

【当社が加盟する個人信用情報機関】

(株)シー・アイ・シー(CIC) <https://www.cic.co.jp/>